

# 秘密保持契約書

●●●●(以下「甲」という)と合同会社スラッシュ(以下「乙」という)は、両当事者が相互に開示する秘密事項の取り扱いに関し、次の通り契約する。

## 第 1 条(定義)

本契約にいう秘密事項とは、相手方当事者に開示するに当たって、書面・口頭とを問わず、秘密事項である旨を表明した、文書・図面・データその他書類に記載され、また磁気的もしくは光学的に記録された本契約当事者の営業上・技術上その他業務上の一切の知識及び情報をいう。但し、秘密事項の開示を受けた本契約当事者につき次の各号の一に該当するものは除外する。

- (1) 相手方当事者より開示を受けた時点において、すでに公知となっているもの
- (2) 相手方当事者より書面による同意を得たもの
- (3) 相手方当事者から提供された後に自己の責によらず公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく合法的に取得したもの
- (5) 相手方当事者より提供された際、すでに自ら所有していたと立証しうるもの

## 第 2 条(秘密保持義務と使用目的)

1. 本契約当事者は、相手方当事者から書面による承諾を得た場合以外は、前条による秘密事項を第 3 者に開示もしくは漏洩しないものとする。
2. 本契約当事者は、本契約により開示される秘密事項を乙の甲に対する資本提携、事業承継、事業再生支援などの検討の目的のためにのみ使用し、その他の目的には一切使用しないものとする。

## 第 3 条(開示の範囲)

本契約当事者は、第 1 条により開示された秘密事項を本契約当事者の役員・社員並びに従業員及び弁護士・公認会計士・税理士またはコンサルタント以外に秘密情報を開示してはならず、当該従業員等・弁護士・公認会計士・税理士・またはコンサルタントに対して本契約による本契約当事者と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該従業員等・弁護士・公認会計士・税理士及びコンサルタントの行為について全責任を負うものとする。

## 第 4 条(秘密情報の返還等)

甲及び乙は、本契約第 1 条に定める目的が達成された場合、又は開示者から秘密情報の返還請求がなされた場合には、当該秘密情報の使用を直ちに中止し、受領した秘密情報に関する原本・複製及び要約を速やかに開示者に返還し、又は開示者の指示に従って廃棄等を行い、これを証するものとする。

## 第 5 条(損害賠償)

甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合、自らが被った損害の賠償を請求できるほか、書面により通知して直ちに本契約を解除できるものとする。

## 第 6 条(協議・仲裁)

本契約当事者は、常に相手方との信頼関係の維持に務め、本契約の条項に疑義があり紛争が生じた場合または本契約に規程のない事項について紛争が生じた場合は、信義則に則り、本契約当事者の協議で円満に解決するよう努めるものとする。

## 第 7 条(有効期間)

本契約は、本契約の締結の日から発効し 1 年間有効であるものとし、期日までに甲乙の何れからも解約の申し入れがない場合は 3 年間延長し、以後同様とする。ただし、有効期間以降も本契約に定める秘密保持義務は引き続き存続する。

以上本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

2018 年●●月●●日

(甲)

印

(乙)

印